

千葉県告示第547号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条の規定により告示します。

令和5年6月29日

千葉市長 神谷俊一

指定自立支援医療機関（精神通院医療）

【訪看】

名称	所在地	指定期間
訪看ナースおはな	千葉県稲毛区長沼町167-37-101	令和5年7月1日から 令和11年6月30日まで
訪問看護ステーションMGK24千葉	千葉県緑区あすみが丘1-19-2 大森ビル3階	令和5年7月1日から 令和11年6月30日まで
訪問看護ステーションTida美浜	千葉県美浜区真砂5-10-4-102	令和5年7月1日から 令和11年6月30日まで